



今回は、今注目の「ジョブ型雇用」について、当社人事コンサルタントが解説します。もう一つは、昨年改正されました民法が、労務に与える影響についてのおさらいです。

## ジョブ型雇用とは？注目される背景と注意点①

HR 人事評価

2020年は日立製作所やKDDIなど、大企業が「ジョブ型雇用」の導入を発表して注目を集めました。職務内容を定義して成果で処遇する雇用制度です。ちなみにジョブ型と対をなすのが、従来の年功序列や終身雇用を前提とし、人の能力に応じて職務を割り振ってきた「メンバーシップ型雇用」です。大企業がジョブ型を導入する主な背景として以下が挙げられます。

### ① コロナ禍のテレワーク浸透

「仕事の成果」で判断せざるを得ない状況になっている。

### ② メンバーシップ型採用の負荷

不況が長引くにつれて、高年齢社員の割高の給料や社員教育の問題が浮上。

### ③ 専門職をはじめとした人材不足

技術革新に伴い専門職が不足。スペシャリスト人材が求められている。

### ④ 同一労働同一賃金

従来のメンバーシップ型雇用では終身雇用・年功序列を基本となり、同一労働であっても勤務年数などによって賃金に違いが出てしまう。

### ⑤ 国際競争力を上げるため

メンバーシップ型では専門性が高まりにくいとの考えが出ている。

ただ、注意していただきたいのは「ジョブ型の方がメンバーシップ型より優れている」というわけではないという点です。メンバーシップ型、ジョブ型ともにメリット・デメリットがありますし、特に中小企業の場合は実態にそぐわないケースも少なくありません。こちらについては3月のニュースレターで改めてお伝えできればと思います。

【補足】日本における「ジョブ型」は上記のように解釈されることが多いですが、欧米で採用されている本来の「ジョブ型」の定義とは異なる実態になっているようです。例えば「ジョブ型は成果で評価される」といった説明がなされるケースが日本では多いですが、本来ジョブ型では上位のマネジメント職や専門職を除き（これらは成果で厳しく評価されます）、基本的には労働者を評価しません。日本では「成果主義」の言い換えとして「ジョブ型」という言葉を使用しているケースが少なからず見られます。

今回の民法改正の中で、実務上、労務への大きな影響があると思われるのは下記の3点です。

## ①消滅時効に関するもの

今まで、未払い賃金等があった場合の、賃金請求権は2年までとされていました。これは、時効期限が2年とされていたためです。今回の改正では、この時効が**5年**に改正されました。但し、当面の間は**3年**となっています。

## ②身元保証に関するもの

身元保証書を入社時に提出するというルールになっている会社は見直しが必要です。身元保証人に対する損害賠償について、その**極度額（上限額）**を定めることが必要になりました。この極度額の記載の無い身元保証書は無効となりますのでお気を付けください。**書式の見直しが必要となります**。適用となるのは2020年4月以降に入社した方や更新をする方からとなります。

## ③期間の定めのない雇用の解約の申入れ

期間の定めのない雇用契約について、労働者側からの解約の申し入れが**2週間**となります。つまり、退職の申し出は**2週間前**まででいいということになります。**就業規則の見直しが必要になる部分です**。

### 「年末年始手当」は割増賃金の算定基礎に入れるか？

最後に「⑦ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」とは下記の通りです。

- ・賞与
- ・1か月を超える期間の出勤成績によつて支給される精勤手当
- ・1か月を超える一定期間の継続勤務に対して支給される勤続手当
- ・1か月を超える期間にわたる事由によつて算定される奨励加給又は能率手当

よつて、結論としては「年末年始手当」は割増賃金の算定基礎に算入しなければなりません。

### 勤怠管理の課題をクラウドで解決！ 「MINAGINE就業管理」無料説明会

- ・2021年2月9日（火）13:00～13:45
- ・2021年2月25日（木）11:00～11:45
- ・Webセミナー

無料のものから有料のものまで様々なシステムが様々な会社から開発・販売されている勤怠システム。その中から自社にあった最適なシステムを選択しご利用出来ているでしょうか？当セミナーでは、勤怠管理システムを選ぶ上でのポイント、自社に合うシステムの見極め方などを中心に解説いたします。

#### ■参加お申込み

<https://minagine.jp/topics/seminar/system-info-session/>

## MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジ 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] [roumu@minagine.co.jp](mailto:roumu@minagine.co.jp) [Web] <https://minagine.co.jp>